

司法試験委員会会議（第158回）議事要旨

（司法試験委員会庶務担当）

1 日時

令和2年9月7日（月）14：55～15：30

2 場所

法務省司法試験考査委員室

3 出席者

- 司法試験委員会
（委員長）佐伯仁志
（委員）大沢陽一郎，太田秀哉，高橋美保，長谷部由起子，村田渉（敬称略）
- 司法試験委員会庶務担当（法務省大臣官房人事課）
濱克彦人事課長，赤羽史子試験管理官，阿波亮子人事課付

4 議題

- (1) 令和2年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）
- (2) 令和2年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について（協議）
- (3) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について（報告・協議）
- (4) 令和2年司法試験における受験特別措置について（報告）
- (5) 令和2年司法試験予備試験の試験場について（報告）
- (6) 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- (7) 令和3年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- (8) 司法試験考査委員候補者選定等部会委員の選任について（協議）
- (9) 幹事の選任について（協議）
- (10) 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施について（協議）
- (11) その他（報告）
- (12) 次回開催日程等について（説明）

5 資料

- 資料1 令和2年司法試験受験状況
- 資料2 令和2年司法試験予備試験（短答式試験）受験状況
- 資料3 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について（9月7日更新）
- 資料4 令和2年司法試験予備試験の試験場（官報掲載案）
- 資料5 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員推薦候補者名簿
- 資料6 令和3年司法試験の実施日程等について
- 資料7 令和3年司法試験予備試験の実施日程等について
- 資料8 司法試験考査委員候補者選定等部会委員名簿
- 資料9 司法試験委員会幹事候補者名簿

資料10 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施について

資料11 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定について

資料12 令和2年7月31日付け青年法律家協会弁護士学者合同部会議長名の「新型コロナ感染防止対策のための司法試験委員会見解に基づき受験制限をされる司法試験受験生に対する特別措置の実施を求める緊急声明」

6 議事等

(1) 令和2年司法試験短答式試験の合格に必要な成績の決定について（協議）

○ 令和2年司法試験について、考査委員会議の判定に基づき、短答式試験の各科目において、満点の40パーセント点以上の成績を得た者のうち、各科目の合計得点が93点以上の成績を得た2,793人を短答式試験の合格に必要な成績を得た者として決定された。

(2) 令和2年司法試験予備試験短答式試験合格者の決定について（協議）

○ 令和2年司法試験予備試験短答式試験について、考査委員会議の判定に基づき、合計得点156点以上の2,529人を合格者として決定された。

(3) 令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について（報告・協議）

○ 事務局から、令和2年司法試験及び司法試験予備試験の実施状況について、資料1及び資料2に基づき報告がなされた。

○ 令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策の実施状況について報告がなされた。

その上で、令和2年7月15日司法試験委員会決定「令和2年司法試験及び司法試験予備試験に係る新型コロナウイルス感染症等の感染防止対策について」について、資料3のとおり更新（「1 マスクの着用等について」部分）することが決定され、周知することとされた。

(4) 令和2年司法試験における受験特別措置について（報告）

○ 委員長から、令和2年司法試験における受験特別措置について、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、肢体障害のある受験者に対し、短答式試験について文字式解答を認め、論文式試験についてパソコンを使用した答案作成を認める措置を講じることが了承され、令和2年7月21日付けで委員会の議決としたことが報告された。

(5) 令和2年司法試験予備試験の試験場について（報告）

○ 委員長から、令和2年司法試験予備試験の試験場について、司法試験委員会議事細則第6条第1項に基づき、書面等により各委員から意見を徴した結果、司法試験法第7条に基づく令和2年司法試験予備試験（論文式試験及び口述試験）の場所の公告は、資料4のとおりとすることが了承され、令和2年8月19日付けで委員会の議決としたことが報告された。

- (6) 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員の推薦について（協議）
- 令和2年司法試験考査委員及び司法試験予備試験考査委員として、資料5記載の者を法務大臣に推薦することが決定された。
- (7) 令和3年司法試験及び司法試験予備試験の実施について（協議）
- 令和3年司法試験及び司法試験予備試験の実施日程及び試験地並びに試験実施日程について、資料6及び資料7のとおりとすることとされた。
- (8) 司法試験考査委員候補者選定等部会委員の選任について（協議）
- 司法試験考査委員候補者選定等部会委員として、資料8記載の者を選任することが決定された。
- (9) 幹事の選任について（協議）
- 司法試験委員会幹事として、資料9記載の者を選任することが決定された。
- (10) 司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施について（協議）

【佐伯委員長】

司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定に関する意見募集の実施について、事務局から説明をお願いします。

【赤羽試験管理官】

前回の司法試験委員会におきまして、司法試験予備試験論文式試験の選択科目の選定について御協議いただき、現在司法試験の選択科目となっている8科目、すなわち、倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系）を選定するのが相当であるとされるとともに、この8科目を選定することについて意見募集を行い、その意見を踏まえて答申案を検討するとされたところでございます。

そこで、これまでの検討結果を踏まえて、事務局において、意見募集の案を作成させていただきました。

資料10が意見公募の要領であり、その中で意見公募対象として記載しております「司法試験予備試験の論文式による筆記試験の選択科目の選定について」が資料11です。

資料11は、法務大臣の諮問を受けて、司法試験委員会において、令和4年から実施される司法試験予備試験における論文式による筆記試験の科目について、専門的な法律の分野に関する科目（選択科目）の選定を検討した結果、法改正の趣旨・内容に加え、これに伴い改正された文部科学省令（専門職大学院設置基準）において、現在司法試験の選択科目として法務省令に規定されている8科目（倒産法、租税法、経済法、知的財産法、労働法、環境法、国際関係法（公法系）及び国際関係法（私法系））と同一の8科目に係る4単位以上の修得が法科大学院の課程の修了要件とされたことなどを踏まえると、法科大学院の課程を修了した者と同等の学識及びその应用能力並びに法律に関する実務の基礎的素養を有するかどうかを判定することを目的とする司法試験予備試験論文式試験の選択科目としては、先ほど申し上げた8科目を選定するのが相当ではないかと考えている、との内容であり、この点について、意見を募集することとしております。

そのほか、諮問書、参照条文、前回の委員会の議事要旨等を関連資料として掲載することを想定しております。

考えられる今後のスケジュールですが、本日の委員会で意見募集を行う内容について御決定いただきましたら、準備に入りまして、約1か月間の意見募集の期間をとり、その結果については、11月頃をめどに御報告したいと考えております。

御説明は以上です。

【佐伯委員長】

この内容で意見募集を行うということではいかがでしょうか。

(一同了承)

【佐伯委員長】

それでは、この内容で意見募集を行った上、その意見を踏まえて答申案を検討していくこととします。

(11) その他（報告）

- 事務局から、青年法律家協会弁護士学者合同部会から司法試験委員会宛てに送付された資料12について報告がなされた。

(12) 次回開催日程等について（説明）

- 次回の司法試験委員会は、令和2年11月頃に開催することが確認された。

(以上)